

第3回

(令和3年3月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年3月10日(水)午後1時30分から午後2時15分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
 - 1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
 - 4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
 - 7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
 - 10番委員 深水 勇治
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第8号案 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議第9号案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議第10号案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議第11号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
 - 議第12号案 非農地証明願いに対する認定について
 - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 協議 「錦町農作業労働賃金協定」について
 - 6 事務局職員
 - 事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
 - 7 会議の概要
- 議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員をお願いします。
- 議長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 石坂最適化推進委員
- あっせん案件で、所有権移転の番号3、4について、2月25日公社買入れの契約ができました。
- 事務局 先月の転用案件で、セブンイレブン西側の転用案件ですが、福堂遺跡の包蔵地であり、建設予定地からは、住居跡、柱跡などの土坑が3つ、溝状の遺構がありまして縄文式土器、石斧が出土したため建設位置を南側に移動して建設される予定です。浅い地盤に遺跡と土器が出ましたので、もっと深く埋まっている箇所に建物をずら

していただくということになっております。建設時に町の職員が立会い重要なものが発見された時には保存するというので、県文化課と協議がされております。

議長 議第8号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第8号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番から3番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号1、2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力2人）経営面積は、67a、田67a、水稻67aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m程度。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与で発生しません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、普通トラック、ハロー、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻の予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）経営面積は、159a、田57a、水稻57a、畑102a、栗50a、ミシマサイコ30a、野菜22aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：10m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：2筆で3万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ハーベスタ、田植機、軽トラック、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：現在までは不耕作地であった土地で、今年は開作をした後、緑肥を播いて地力回復を行ったあと来年から作付けをされます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について2番委員から調査報告します。

2番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲渡人の農地を作っておられましたけれども、半分が条件が悪いということで、返そうと話をされましたが、購入していただけないか相談があり今回申請に至ったものです。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）経営面積は、235a、畑36a、自己保全状態、田はすべて主食用のヒノヒカリです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：0.8km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取

得価格)：10aあたり8万円です。安いですがこの農地が、半分はトラクターもはまるような湿田で、実際は半分しか作れないような状態です。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター4、田植機、コンバイン等を所有。8番(取得農地の利用計画)：水稻を作付け予定です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号5について1番委員が当事者ですので、退席をお願いします。

(1番委員退席)

議長 調査番号5について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力5人)。経営面積は、14.2815ha、田12.8751ha、1haが水稻、WCS3.2ha、残りはすべて飼料作物です。畑1.4haはすべて飼料作物です。畜産農家でホルス成牛41頭、育成牛27頭、子牛1、黒毛和種の繁殖牛4、子牛3頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：2kmで約5分。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：贈与で該当ありません。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター4、2トンダンプ、コンバイン、田植機ほか営農に必要な機械はすべて所有。8番(取得農地の利用計画)：牧草です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査番号5番のみを審議したいと思います。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

(1番委員入室)

議長 それでは、1番から4番について、質問のある方は挙手の上をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め

ます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第9号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第9号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は宅地拡張です。理由は、道路拡張により小屋、倉庫を解体し、駐車スペースがとれなくなったためです。施設の概要は車庫です。4条調査項目により報告します。1番(農地区分)：1種農地です。2番(着工時期)：平成17年4月1日から12月31日までで完了されております。無断転用で始末書が提出されております。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生)問題なし。7番(防除措置)問題なし。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

申請どおり許可するものとします。

議長 議第10号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第10号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：1種農地です。2番(着工時期)：許可日からです。3番(資金調達)：借入金です。5番(周囲の承諾)：北側、西側に農地はあるが、周辺の日照、通風に配慮し平屋の建築です。6番(公衆衛生)町の上水道を利用します。生活排水については、浄化槽で排水処理します。雨水については、敷地内に浸透、自然排水します。7番(防除措置)十分に注意して造成されます。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。取得価格は使用貸借です。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番、3番について10番委員から調査報告をお願いします。

10 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):1種農地です。2番(着工時期):3年4月1日からです。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)雨水については、敷地内に浸透、汚水、生活排水については、合併処理浄化槽を設け南側の水路に放流します。7番(防除措置)隣接地の境界には、盛土をして土砂の流出等がないように留意します。8番(日照通風)周辺農地等に被害が生じないように十分注意します。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は、63万円です。以上、報告終わります。

10 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):1種農地です。2番(着工時期):3年4月1日からです。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)雨水については、敷地内に浸透、汚水、生活排水は、発生しません。7番(防除措置)隣接地の境界には、盛土をして土砂の流出等がないように留意します。8番(日照通風)周辺農地等に被害が生じないように十分注意します。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は、50万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号4番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は土砂搬入路です。申請地は山林傾斜地に隣接しており、農地が年々山林に崩壊しており、河川の土砂、廃土で3600㎡の山林傾斜地に高さ10~15m、7000㎡の土砂で埋立て、農地の保全に努めたいため、土砂搬入路として、使用したいということです。搬入路幅が4~7m、長さ2m~34m、4か所606㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):3年2月10日から2月22日までです。無断転用でしたので始末書が提出されております。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):周辺農地は自己所有で影響はないと思いますが、被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって解決されます。6番(公衆衛生)給水、排水設備はありません。雨水排水は、敷地内浸透、自然排水です。7番(防除措置)十分に注意して造成されるそうです。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。造成費は3万円です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

4 番 1~3番は、すべて1種農地でしたが、許可要件を満たしているところか質問します。

事務局 1~3番は10ha以上の広がりのある農地で1種農地となっております。原則的には許可できません。しかし、すでに住宅とかが建っており、隣がどんどんしみだして

くるというようなことであれば、原則の例外として許可をしますということですので、1、2、3番ともその例外にあたるということで許可要件を満たしております。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

申請どおり許可するものといたします。

議長 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転4件、利用権設定が16件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入4件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～16番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議長 議第12号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第12号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

- 議長 調査番号1について、木上地区より代表して調査報告します。
- 2番 (調査番号1) 申請人は記載されておりますが、相談は申請人ではなくて、関係者の方から相談がありまして、申請になりました。上の写真で、真ん中にお互いの塀が建っております。尾方委員の立っておられる後ろの家が最初に建ちました。数年後に山崎委員の裏の家が建ちました。まず、最初に建てられた家の方が、間違えて建てられた。境界を越えて住宅を建てられました。次に家を建てられるときに、すでに家が建っておりますので、そのまま、登記をされました。図面がありますが、申請地が残ってしまったということで、今回、残っている部分について相談がありまして、申請されました。9.27㎡、こういった状況にありますので、木上の委員では、非農地として処置していいのではないかとということに決定しました。
- 議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。
- 議長 それでは、非農地として意義のない方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)
全員賛成ですので、非農地として認定することにいたします。
- 議長 報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。
- 議長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について (朗読)
協議 錦町農作業労働賃金協定について (朗読)
1月から協議いただいておりますが、今日が最終確認ということで、協議をお願いします。
- 議長 先月も5番委員から説明いただきましたが、何かありませんか。
- 事務局 今月農業委員会だよりを発行させていただきますので、それに掲載します。
- 議長 これで、決定してよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
- 議長 これで、決定させていただきます。
- 議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月10日

農業委員会会長

6番 農業委員

7番 農業委員